

## □ 申請に必要な添付書類

個人の方が申請する場合は、申請書に農業委員会が許可等の判断を行うために必要な書類を添付することになっています。

- 許可を受けようとする土地の法務局で交付される登記事項証明書（全部事項証明書に限ります。）
- 農地を借りる本人やその家族が農作業を行わない場合、農地の所有者と農地を借りる人との間の賃貸契約書の写し
- 連署しないで許可申請を行う場合、競売を執行する裁判所で交付される入札調書の写しなど、単独申請ができるものであることを証明する書面

その他、許可の判断をするに当たって必要不可欠と農業委員会が判断した書類を求めることがあります。

（参考）その他の添付書類の例

- 営農計画書
- 申請者が権利を有する農地の位置図
- 通作経路図
- 町で交付される住民票
- 町で交付される戸籍謄本
- 小清水町農業委員会が発行する耕作証明書